

# スマート公園岸和田アクションプラン（案）

令和8年 月

岸和田市

## 目次

1. スマート公園・岸和田アクションプランの概要	1
1)策定の背景と目的	1
2)対象	1
3)位置づけ	1
4)関連計画や制度等	2
2. 公園緑地の現状と課題	3
1)人口減少と少子高齢化	3
2)都市づくりの方向性	4
3)公園の現状	5
(1)公園緑地の箇所数と面積	5
(2)市民一人当たりの面積	6
(3)公園緑地の整備推移	6
(4)公園緑地の配置状況	7
(5)公園施設の設置状況	8
(6)都市計画公園の整備状況	8
(7)公園緑地に関する市民意識	9
4)課題のまとめ	10
(1)公園緑地のあり方	10
(2)公園緑地の管理・運営	10
(3)公園緑地に関する市民意識	10
3. 将来目標と基本方針	11
4. 取組方針	12
基本方針1 公園緑地の再編・適正配置	12
基本方針2 都市計画公園の見直し	13
基本方針3 公民連携による公園緑地の整備・管理運営の推進	13
5. 施策の展開	14
1)公園緑地の再編・適正配置	14
(1)公園緑地の再編・再配置	14
(2)ストックマネジメントの推進	22
(3)開発提供公園の適用基準等の見直し	27
2)都市計画公園の見直し	28
(1)都市計画公園の見直し方針の検討	28
(2)都市計画公園の見直しの進め方	30
3)公民連携による公園緑地の整備・管理運営の推進	31
(1)民間活力の導入による公園緑地とまちの活性化・魅力向上	31
(2)市民協働による公園緑地の管理運営	33
6. アクションプランの推進と適宜見直し	34
1)アクションプランの進め方	34
2)進行管理と適宜見直し	34

# 1. スマート公園・岸和田アクションプランの概要

## 1) 策定の背景と目的

スマート公園・岸和田アクションプラン（以下、「本プラン」とします。）は、『将来ビジョン・岸和田』がめざす“新・岸和田”づくりの一環として、岸和田市みどりの基本計画の実現に向け、施策実施に必要なマネジメントの方針を総合的に整理し、具体化するための取組方針を策定など、本市の都市公園緑地の整備・管理運営についての取組方針を定めるものとします。

## 2) 対象

岸和田市みどりの基本計画で対象とする「みどり」のうち、本市が管理する都市公園、児童遊園、ちびっこ広場等の施設緑地（以下、「公園緑地」とする。）を本プランの対象とします。

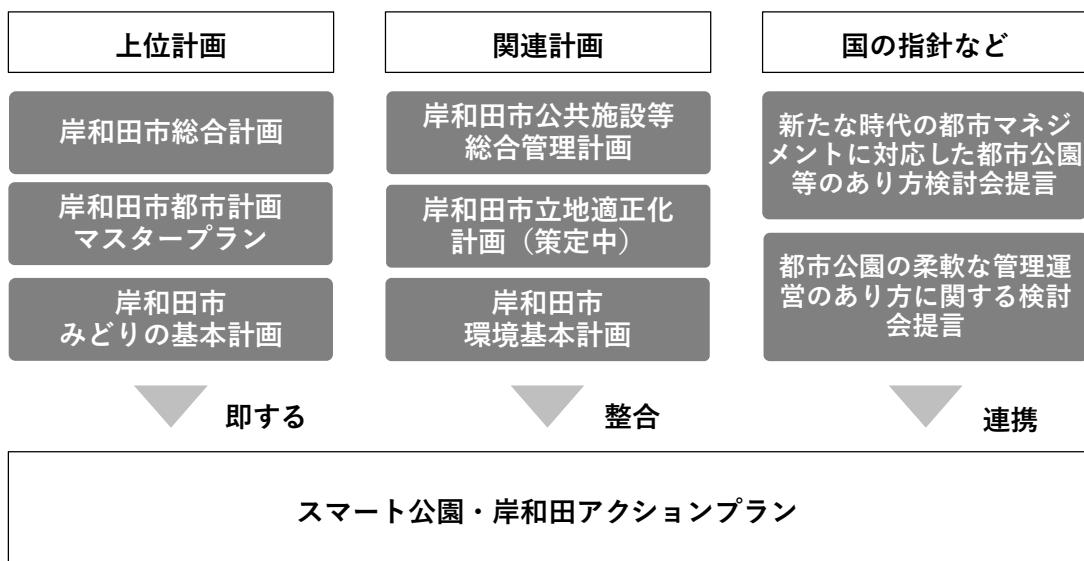
計画対象とする施設

都市公園	都市計画法、都市公園法、岸和田市都市公園条例にもとづく施設
児童遊園	
ちびっこ広場	岸和田市児童遊園条例にもとづく施設

## 3) 位置づけ

本プランは、本市のみどりの基本計画など上位計画に即し、主な関連計画や国の指針等（※次項参照）との整合や連携を図りながら取り組んでいくものとします。

計画の位置づけ



## 4)関連計画や制度等

本プランに関わる主だった法令や上位関連計画、制度等の動向を以下に示します。

本プランに関連する計画や制度等の動向

時期	法令・計画・制度・指針等	概要
平成 23 (2011) 年	第 4 次岸和田市総合計画（岸和田市まちづくりビジョン）	市の最上位の計画として、まちの将来像、まちづくりの指針を定める。（計画期間 2011～2022 年）
	岸和田市都市計画マスタープラン	みどりの基本計画（平成 30 年改訂）の上位計画として、まちづくり方針を定める。（計画期間 2011～2022 年）
平成 25 (2013) 年	岸和田市都市公園条例改正	都市公園の設置基準市域：10 m <sup>2</sup> 以上/人、市街地：5 m <sup>2</sup> 以上/人
平成 28 (2016) 年	新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会	新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方として、地域の特性やニーズに対応した都市公園の整備推進等を提言
	岸和田市総合戦略（岸和田市人口ビジョン）	少子高齢化の進展や人口減少に歯止めをかけるとともに、地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力あるまちを維持することを目的に策定
	岸和田市公共施設等総合管理計画	公共施設等の適正な整備と維持管理を長期的な視点で計画的に行い、限られた財源の中で将来にわたって必要な整備と維持管理の両立を目指し策定
平成 29 (2017) 年	都市公園法改正	公募設置管理制度（Park-PFI）の創設、PFI 事業の設置管理許可期間の延伸 等
	都市緑地法改正	民間による市民緑地の整備を促す制度（市民緑地認定制度）の創設、緑の担い手として民間主体を指定する制度の拡充 等
平成 30 (2018) 年	●岸和田市みどりの基本計画	本市のみどりの長期的な総合計画として、基本理念、推進施策を定める
令和 4 (2022) 年	●総合計画「将来ビジョン・岸和田」	市の最上位の計画として、まちの将来像、まちづくりの指針を定める（計画期間 2023～2034 年）
	都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会	都市公園の柔軟な管理運営を行うための、新たな価値創出や社会課題解決に向けたまちづくりの場とすることなどを提言
令和 5 (2023) 年	●岸和田市都市計画マスター プラン（"新・岸和田"づくり）	総合計画を実現するためのまちづくりの方針を定める（計画期間 2023～2034 年）
令和 6 (2024) 年	都市緑地法改正	国・地方公共団体等を通じた制度的枠組みの構築、緑地の機能維持増進について位置付け 等

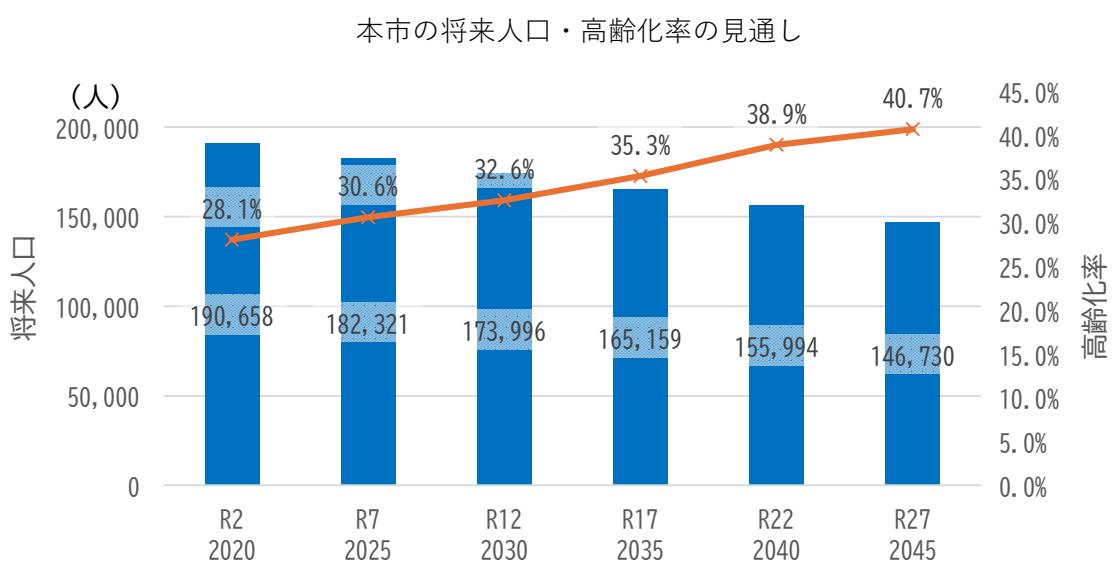
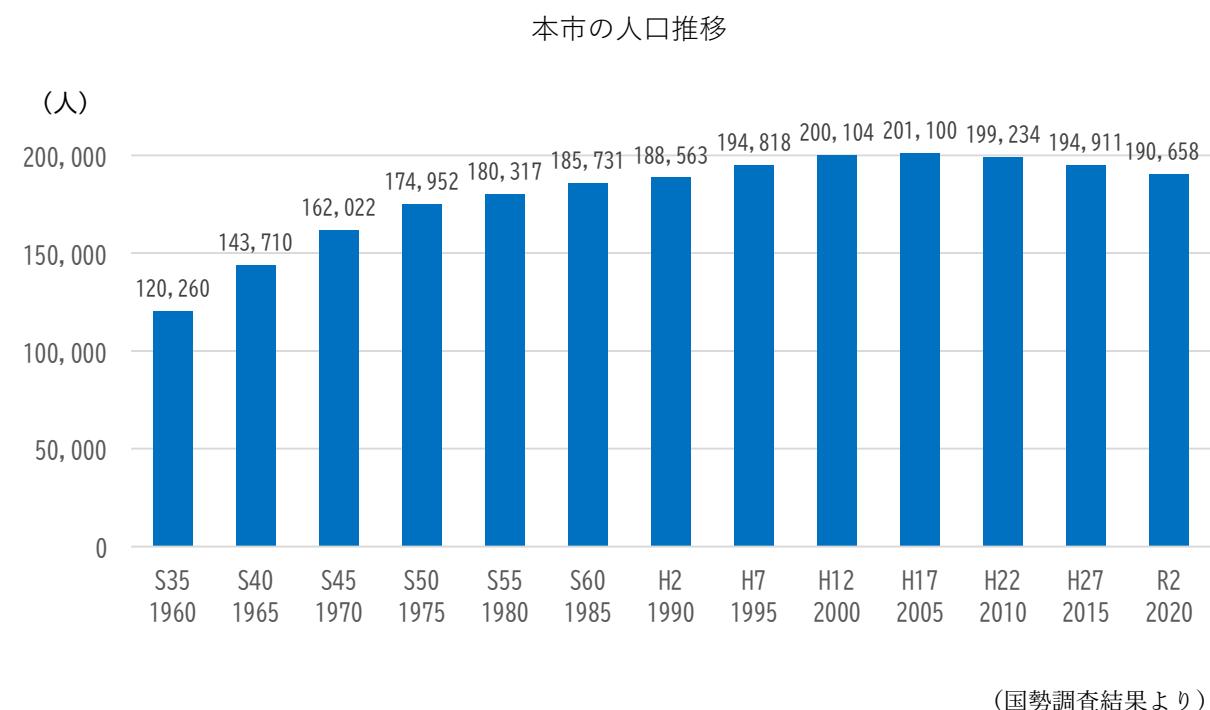
注) ●：本プランの上位計画

## 2. 公園緑地の現状と課題

### 1) 人口減少と少子高齢化

本市の人口は戦後緩やかに増加を続けてきましたが、平成 17（2005）年の約 20 万 1 千人をピークとして減少局面に入った後は現在までそれが続いており、令和 2（2020）年は約 19 万 6 百人となっています。

この傾向は将来も続き、令和 27（2045）年には約 14 万 6 千人まで減少すると見込まれており、同時に少子高齢化も進行します（国立社会保障・人口問題研究所推計）。



（国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和 5（2023）年推計）」より）

## 2)都市づくりの方向性

本市では、総合計画「将来ビジョン・岸和田」において「個性きらめき 魅力あふれる ホッと なまち 岸和田」をまちの将来像に位置づけ、岸和田市都市計画マスタープランではそれを実現するテーマ別のまちづくり方針を整理し、公園緑地については、魅力ある公園整備、都市計画公園の見直しの必要などを定めています。

岸和田市みどりの基本計画では、基本理念として「みどりでつなぐ海と山 みんなで守り育てるみらいのみどり」を位置づけ、その実現に向けた基本方針を定めています。うち、公園緑地については、基本方針2「みどりの創出」において公園の整備および管理に関する施策を位置づけています。

### 都市づくりの方向性

<p><b>岸和田市総合計画</b></p> <p>■まちの将来像 個性きらめき 魅力あふれる ホッと なまち 岸和田</p>	<p><b>岸和田市みどりの基本計画</b></p> <p>■基本理念 みどりでつなぐ海と山 みんなで守り育てるみらいのみどり</p> <p>■基本方針2 みどりの創出 施策2-1 公園の整備および管理 (本プランに関連する施策を抜粋)</p> <p>2.1.1 都市計画公園の整備方針の再検討と整備の推進 2.1.2 都市公園の管理方針の検討と公園施設の長寿命化に向けた検討 2.1.3 地域の実情に合った公園整備の検討 2.1.5 都市公園の多面的な利活用に向けた整備や情報発信</p>
<p><b>岸和田市都市計画マスタープラン</b></p> <p>■まちづくり方針 “多彩な魅力と活力を備えたまちづくり”などテーマごとのまちづくり方針 公園緑地については、公募設置管理制度(Park-PFI)など官民連携を含め、効率的で効果的な整備・管理手法を検討し、魅力ある公園整備、都市計画公園の見直しの必要などを定める。</p>	

### 岸和田市みどりの基本計画における関連施策の概要

<p><b>施策2.1.1 都市計画公園の整備方針の再検討と整備の推進</b> 長期未整備となっている都市計画公園について、整備方針の検討と見直しの実施</p> <p><b>施策2.1.2 都市公園の管理方針の検討と公園施設の長寿命化に向けた検討</b> 地域の実情に応じたパークマネジメントプランの策定、長期的な視点に立つ老朽化対策の推進、民間活力の導入による公園緑地の魅力向上や効率的な管理運営の実施 など</p> <p><b>施策2.1.3 地域の実情に合った公園整備の検討</b> 地域の実情を踏まえた公園整備・リニューアルの実施、利用状況に応じた公園施設の集約・再編、小規模公園の統廃合による期待される機能の発揮 など</p> <p><b>施策2.1.5 都市公園の多面的な利活用に向けた整備や情報発信</b> 公園緑地の利用促進につながる情報発信、防災機能の維持・増進や民間事業者による公園リニューアルなど公園緑地の再生や活性化の推進 など</p>
--

### 3)公園の現状

#### (1)公園緑地の箇所数と面積

本市には 320 箇所、199.09ha の公園緑地がありますが、大阪府が管理する蜻蛉池公園（広域公園）と墓園を除いた、318 箇所、109.87ha の公園緑地が本プランの対象になります。

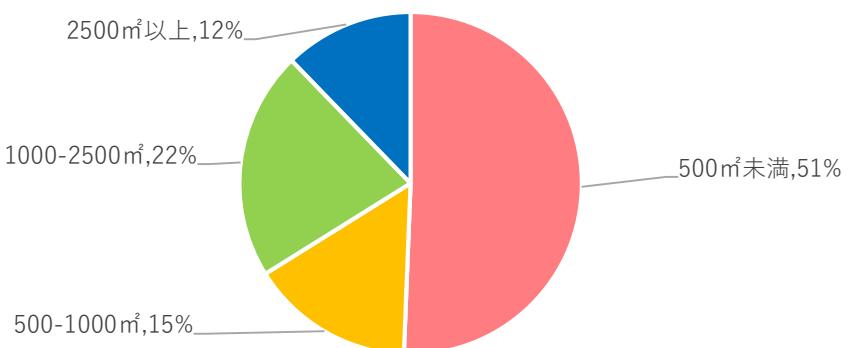
本市が管理する公園緑地は小規模なものが多く、全体の 66% が 1,000 m<sup>2</sup> 未満であり、施設整備や利活用の条件がより厳しくなる 500 m<sup>2</sup> 未満の狭小な公園が全体の約半数を占めています。

本プランの対象とする公園緑地の箇所数・面積

令和 8 年 1 月 1 日現在

位置づけ	種類	種別	箇所数	面積 (ha)
本プランの対象とする公園緑地	都市公園	都市計画公園	47	57.29
		その他の公園	89	45.46
		小計	136	102.75
	児童遊園、ちびっこ広場	児童遊園	120	5.82
		ちびっこ広場	62	1.30
		小計	182	7.12
合計			318	109.87
対象外の公園緑地	都市公園	広域公園	1	65.00
	都市計画墓園	墓園	1	24.22
	合計		2	89.22
総計			320	199.09

本市が管理する公園緑地の面積別割合



## (2)市民一人当たりの面積

公園緑地の整備水準を示す市民一人当たりの公園緑地面積は、市域全体では  $10.72\text{ m}^2$  です。

人口一人当たりの公園緑地面積

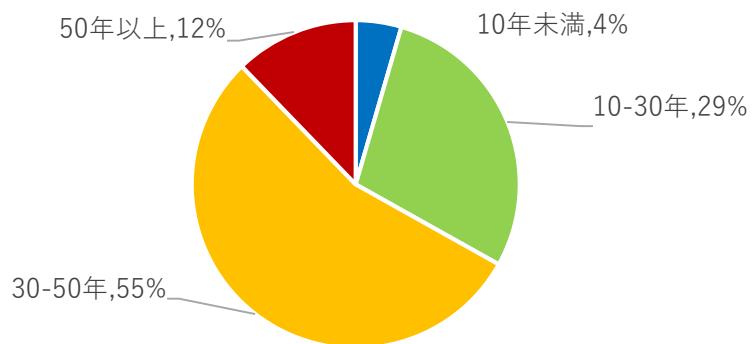
市町村名	公園箇所数	公園緑地面積 (ha)※1	人口 ※	一人当たり公園緑地 面積 (m <sup>2</sup> /人)
岸和田市	320	199.09	185,713	10.72

※令和 8 年 1 月 1 日時点の岸和田市の人口を参照

## (3)公園緑地の整備推移

本市の公園緑地は、1970 年代から 1980 年代にかけ整備されたものが多く、整備後 30 年以上経過したものが全体の 67% にまで達します。

整備後の経過年数区分別割合



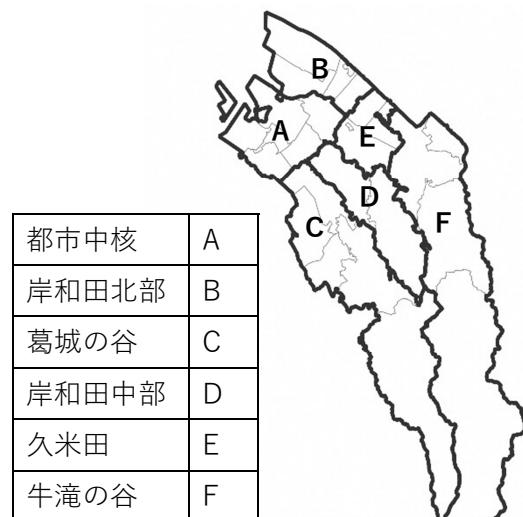
#### (4)公園緑地の配置状況

総合計画で定めた地域区別に公園緑地の配置状況をみてみると、都市開発の経緯や土地利用状況を受け、地域により一人当たり面積や誘致圏のカバー率（※）に違いがあることがわかります。

都市中核地域（A）や葛城の谷地域（C）、岸和田中部地域（D）は一人当たり面積が比較的多く、住宅居住などが行われている市街化区域の誘致圏カバー率も比較的高い水準にあります。

一方、岸和田北部地域（B）や久米田地域（E）では一人当たり面積が顕著に少なく、岸和田北部地域については市街化区域の誘致圏カバー率も低い水準にあるなど、今後も必要な公園整備を行うことの重要性が示されています。

<本市の6地域区分>



※誘致圏とは、各公園緑地についてどの程度の距離から利用が想定されるか標準的な利用圏域を意味します。

誘致圏のカバー率は各区域全体のどの程度の割合の範囲が誘致圏内に位置するかを示す指標です。

公園緑地の配置状況

地域名		都市中核 A	岸和田北部 B	葛城の谷 C	岸和田中部 D	久米田 E	牛滝の谷 F
基礎データ	① 人口（2020）※1	46,560	34,957	32,111	20,906	32,694	23,430
	②公園緑地箇所数※2	63	39	89	49	43	42
	③公園緑地面積（m <sup>2</sup> ） ※2	432,983	44,275	272,157	908,400	42,823	86,486
	一人当たり面積 ③ ÷ ①	9.30	1.27	8.48	43.45	1.31	3.69
誘致圏カバー状況	④総面積(ha)	782	604	2,074	745	386	2,716
	⑤誘致圏内面積 (ha)	697	329	439	685	379	913
	誘致圏カバー率 ⑤ ÷ ④	89.1%	54.5%	21.2%	91.9%	98.3%	33.6%
	⑥総面積(ha)	751	502	387	372	386	443
市街化区域	⑦誘致圏内面積 (ha)	675	329	298	324	379	421
	誘致圏カバー率 ⑦ ÷ ⑥	89.8%	65.5%	76.9%	87.1%	98.3%	95.1%

※1 総務省国勢調査結果（2020年）による。

※2 公園緑地箇所数、公園緑地面積については、一つの公園緑地の区域が複数の地域にまたがる場合、各地域についてそれぞれ1箇所としてもしくは区分面積を計上しています。

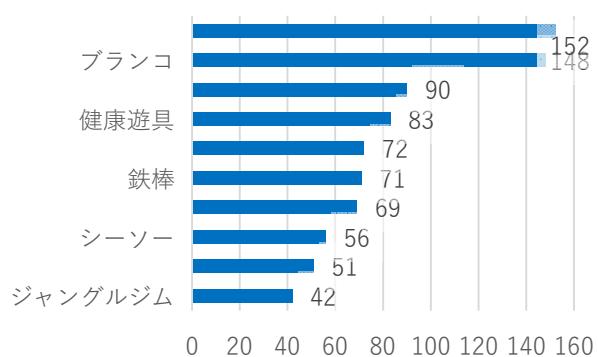
## (5)公園施設の設置状況

公園緑地に設置されている施設は、主要なもので 1,834 点あり、遊具などの遊戯施設と、照明などの管理施設、ベンチや休憩所など休養施設がその多くを占めています。

遊戯施設についてみると、遊具の三種の神器とも呼ばれる「滑り台、ブランコ、砂場」の設置数が多く、遊具についてはこの 3 種類のみが設置されている公園緑地も 44 箇所あるなど、整備内容が画一的な面もあります。また、近年のリニューアル事業では、健康づくりを目的とする健康遊具を設置することもあり、徐々にこの数が増えています。

主要な種類別公園施設数	
施設種類	施設数
遊戯施設（遊具、健康遊具）	893
管理施設（照明、門扉・柵など）	606
休養施設（ベンチ、休憩所など）	280
修景施設（パーゴラ、花壇など）	35
便益施設（便所など）	20
合 計	1,834

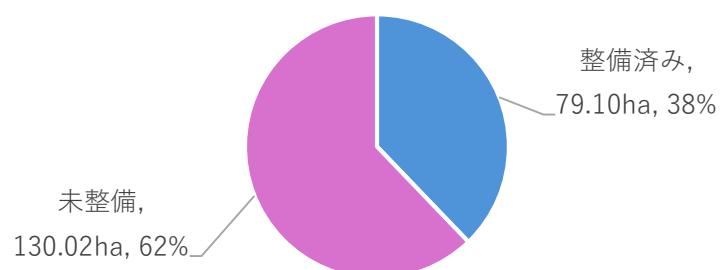
遊戯施設の種類別施設数（上位 10 種）



## (6)都市計画公園の整備状況

公園緑地を計画的、効果的に整備するため、本市では都市計画公園・墓園の整備に取り組んでいます。これまでに都市計画決定された公園緑地 56 箇所、209.12ha のうち、29 箇所、130.02ha が未整備の状況になっています（R8 年 1 月 1 日時点）。これらはいずれも計画決定から 50 年以上経過していて、市街地内など整備実現が困難な計画地では、長期間にわたり建築制限が課されていることになります。

都市計画公園・墓園の整備状況



## (7)公園緑地に関する市民意識

令和4（2022）年に実施したアンケート（調査規模331人）で、公園緑地の利用状況や望ましい使い方、今後の公園緑地の整備・管理についての考え方について調査を行っています。

### ◎アンケート実施概要

令和4（2022）年9月から11月にかけ、公園緑地の現地ならびに無作為抽出した15歳以上の市民に対しアンケート票を郵送し調査を実施。計331人から意見を収集。

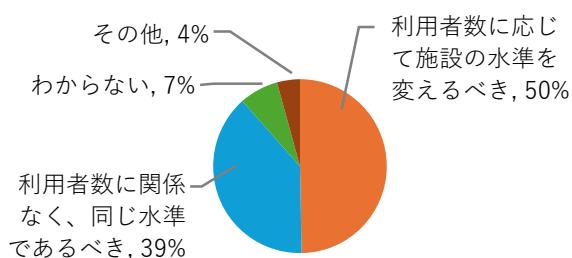
今後の公園緑地の整備・管理については、「公園ごとに特徴づけを行う方がよい」、利用の少ない狭小な公園は「より地域に役立つ施設として活用すべき」という方向性に対しては肯定的な意見が多くなっています。

また、民間事業者との連携については新しい施設の整備や既存施設の活用、イベントの開催など様々な手法による「民間活力の導入」に肯定的な意見が多くなっています。

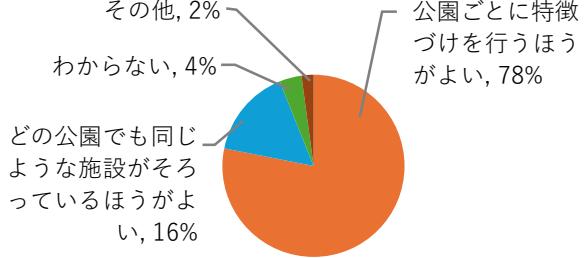
一方、厳しい財政状況への対応は、「費用がかかってもしっかりとした整備・管理をすべき。や「施設数は維持するが管理の手間が少ないものに交換する」等の意見が拮抗しています。

### 今後の公園緑地の整備・管理に関する意見

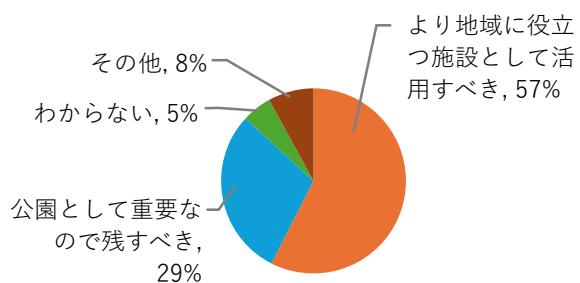
#### 【公園緑地の整備・管理水準の考え方】



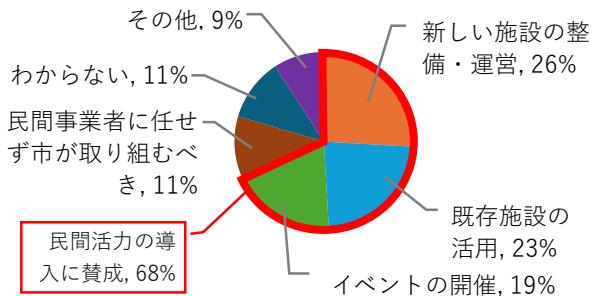
#### 【公園緑地の整備の方向性】



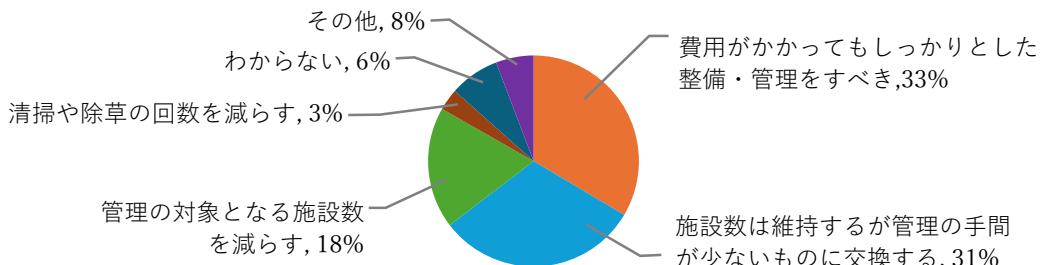
#### 【利用の少ない狭小な公園の扱い】



#### 【民間事業者との連携】



#### 【厳しい財政状況への対応】



## 4)課題のまとめ

### (1)公園緑地のあり方

- (整備水準) 一人当りの公園緑地面積は、市域全体では  $10.72\text{ m}^2$  で、本市の都市公園条例で定める目標値  $10\text{ m}^2$  を上回っています。また、人口減少による一人当りの面積の増加が見込まれます。
- (規模の特徴) 本市が管理する公園緑地は小規模なものが多く、施設整備や利活用の条件がより厳しくなる  $500\text{ m}^2$  未満の狭小な公園が約半数を占めています。また、小規模な公園が多いことで、清掃や除草、施設点検等を効率的に実施しづらい状況にあります。
- (未整備の都市計画公園) 都市計画公園・墓園のうち、29箇所、 $130.02\text{ha}$  が未整備の状態で、いずれも計画決定から 50 年以上経過しています。
- (配置状況) 総合計画で定めた地域区分別の配置状況では、都市中核地域や岸和田中部地域など一人当り面積や誘致圏カバー率が比較的高い地域がある一方、岸和田北部地域や久米田地域など一人当り面積や誘致圏カバー率が比較的低い地域があります。

### (2)公園緑地の管理・運営

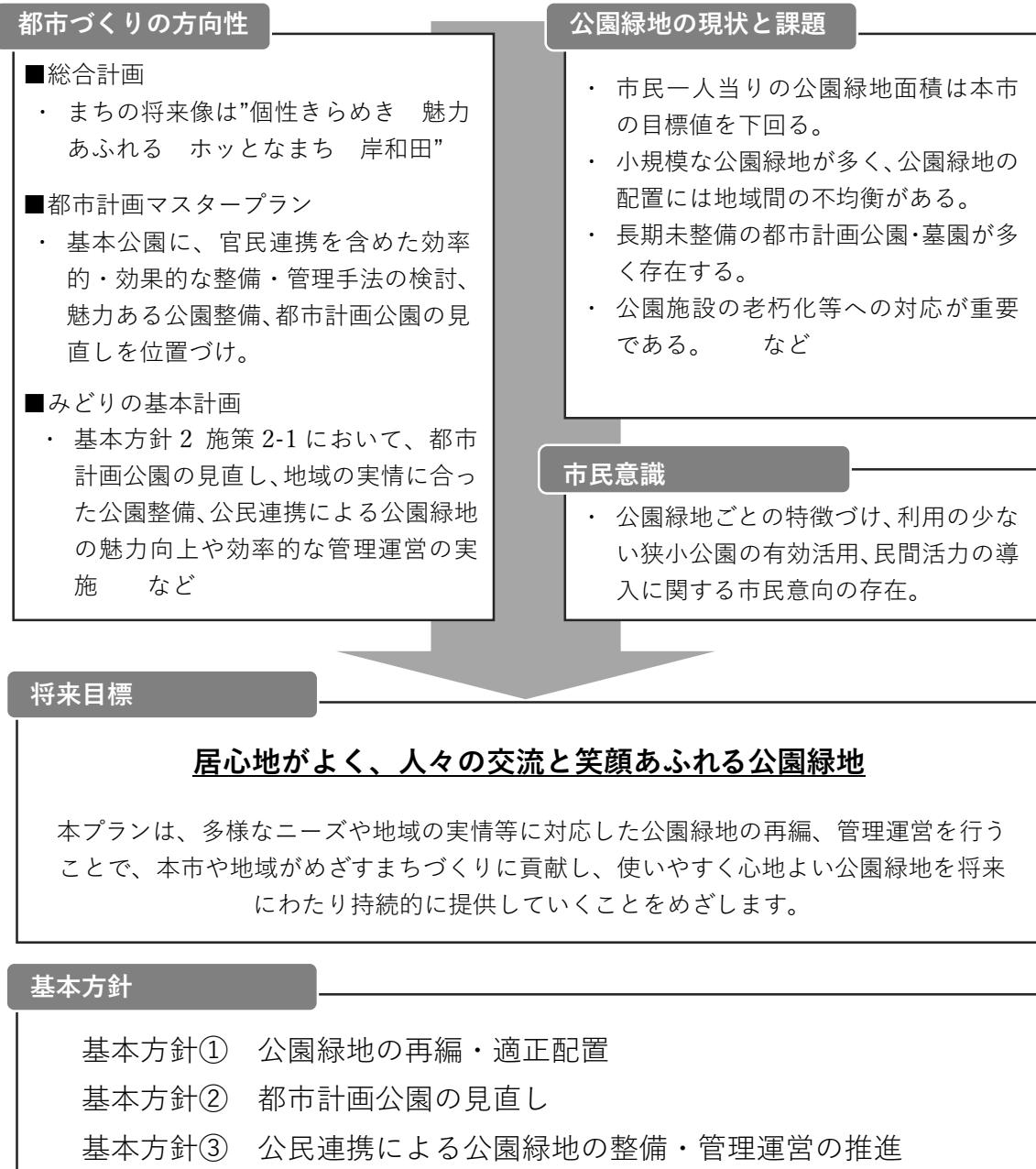
- (老朽化の進行) 整備後 30 年以上経過した公園緑地が全体の 67% にのぼり、施設の老朽化対策や植栽の健全化など施設の管理上の課題があるほか、整備後の社会情勢や地域ニーズなどの変化への対応が重要です。
- (公民連携) 行政では十分対応できない、公園緑地の賑わいや効果的な利活用の実現に向け、民間活力の導入が重要です。
- (多様な役割) 少子高齢化や人口減少への対応、SDGs の観点からのネイチャーポジティブやバリアフリーへの対応など、これからの社会情勢を見据えながら、公園緑地に求められる多様な役割に対応する必要があります。

### (3)公園緑地に関する市民意識

- (整備・管理の方向性) 利用者並びに市民に対し実施したアンケートにおいて、公園緑地ごとに施設や機能の特徴づけを行う、利用の少ない狭小な公園をより地域に役立つ施設として活用、施設の整備・運用に関する民間活力の導入などについて肯定的な意見が多く示されています。
- (財政状況への対応) ただし、財政状況への対応については、費用がかかってもしっかりとした整備・管理をすべきといった考え方と、施設数は維持するが管理の手間が少ないものに交換する等の考え方で、意見が分かれています。

### 3. 将来目標と基本方針

上位関連計画における都市づくりの方向性や公園緑地の現状と課題、市民意識などを踏まえて、本プランでめざす将来目標と、その実現に向けた基本方針を次のように定めます。



## 4. 取組方針

### **基本方針1 公園緑地の再編・適正配置**

本市のめざすまちづくり、地域が抱える課題解決に向け、地域の実情などを踏まえた公園緑地の整備・リニューアルの取組を行います。民間事業者の開発行為に伴う公園については、適用基準を見直しし、公園緑地の管理水準の向上をめざします。

#### ①機能分担等を通じた公園緑地の再編・適正配置の検討

地域ごとの公園緑地の充足状況、公園緑地の利用や配置の状況、地域の実情等を踏まえ、充足が必要な地域における公園緑地等みどりの確保に努めるほか、すでに充足している地域においては地域のニーズ等を踏まえた既存ストックの再編等に取り組むなど、公園緑地の機能分担等を通じた再編・適正配置の方針について検討を行います。

#### ②ストックマネジメントと誰もが使いやすい公園づくりの推進

老朽化等の進む公園施設や植栽について、安全安心で持続的なマネジメントを行うため、施設の適正配置の検討、計画的な更新・管理等を通じたストックマネジメントを推進します。

多様な人々が安心快適に利用できる空間を提供するため、バリアフリーやインクルーシブの観点による施設整備・改修（※）に取り組みます。

※段差の解消や広い園路の設置等のバリアフリー対策、誰もが使いやすい遊具やトイレの設置などユニバーサルデザイン等の配慮を想定します。

#### ③開発提供公園の適用基準等の見直し

開発行為に伴い整備される公園は特に小規模なものとなる傾向があり、施設整備や利活用の条件が限られるほか、維持管理の負担増につながっています。そのため、公園の設置が必要となる開発行為等の適用基準の見直し（※）、開発事業者等による自主管理広場の運用拡大などの検討を行います。これにより、必要性の低い小規模な公園の整備を抑制するとともに、維持管理の効率性・水準の向上を図ります。

※開発予定地周辺の既存公園の整備状況、当該開発の規模等による適用基準を想定します。

## 基本方針2 都市計画公園の見直し

---

都市計画決定後、長期にわたり未整備となっている都市計画公園について、必要性等の観点から検証を行い、都市計画の見直しや必要な公園の整備に努めます。

### ①都市計画公園見直し方針の整理

大阪府が策定した「都市計画公園・緑地（市町村公園）見直しの基本的な考え方」を踏まえ、**本市の都市計画公園の検証方法等を定めた見直し方針について取りまとめ**を行います。

上記の見直し方針にもとづき、長期未整備となっている都市計画公園の必要性等の検証を行い、都市計画の見直しの候補となった箇所については必要な法手続きに着手するなど、長期未整備状態の解消に向けた取組を推進します。

## 基本方針3 公民連携による公園緑地の整備・管理運営の推進

---

本市の公園緑地の賑わい創出や活性化に向け、Park-PFI制度や指定管理者制度等による民間活力の導入や、市民協働の取組の支援など、公民連携による公園緑地の整備・管理運営の推進に取り組みます。

### ①民間活力の導入による公園緑地とまちの活性化・魅力向上

都市や地域の活性化、魅力向上につながる、Park-PFI制度や指定管理者制度など公民連携の手法を通じた公園緑地の整備・管理の取組を進めます。サウンディングを通じた民間事業者の意向確認の継続と深化に取り組むほか、公民連携事業の実現に向け、事業スキームの検討・公募の実施に取り組みます。

### ②市民協働による公園緑地の管理運営

市民協働の取組は、地域の人々のふれあいある公園づくり、まちづくりにつながるほか、地域コミュニティの結びつきを強める機会になります。市民協働の取組のより一層の推進に向け、町会等による活動支援の充実、公園緑地の管理運営の新たな担い手の確保など、これから時代にふさわしい市民協働の取組とそれを支える仕組みについて検討を行います。

## 5. 施策の展開

### 1)公園緑地の再編・適正配置

#### (1)公園緑地の再編・再配置

公園緑地の充足状況、地域の実情等を踏まえ、公園緑地の充足が必要な地域では未整備公園の整備推進や代替施設の確保を、公園緑地が充足している地域では機能の再編や施設の適正配置等を行い、市民の身近な公園緑地の魅力向上の取組を進めます。

本市では、地域によって公園緑地が近いエリアに多数配置されている箇所、公園緑地の配置がまばらな箇所があり、土地利用の状況や人口動向など地域の実情を踏まえながら、配置バランスを整えると同時に、地域ニーズ等に対応した魅力ある公園緑地に整えていくことが重要です。

一方で、人口減少や少子高齢化等の社会情勢、厳しい財政状況において、公園緑地の魅力の向上や安全安心の確保など、管理水準の維持向上を図る観点から、効率的かつ効果的に公園緑地の整備・管理を行うため、施設の総量抑制や選択と集中の考え方による公園緑地の再編・再配置をめざします。

そのため、公園緑地の配置状況のほか、都市計画公園の整備状況、公園緑地を代替しうる施設の所在、公園緑地の利用状況などを踏まえ、身近な公園緑地の再編・再配置の検討を行います。

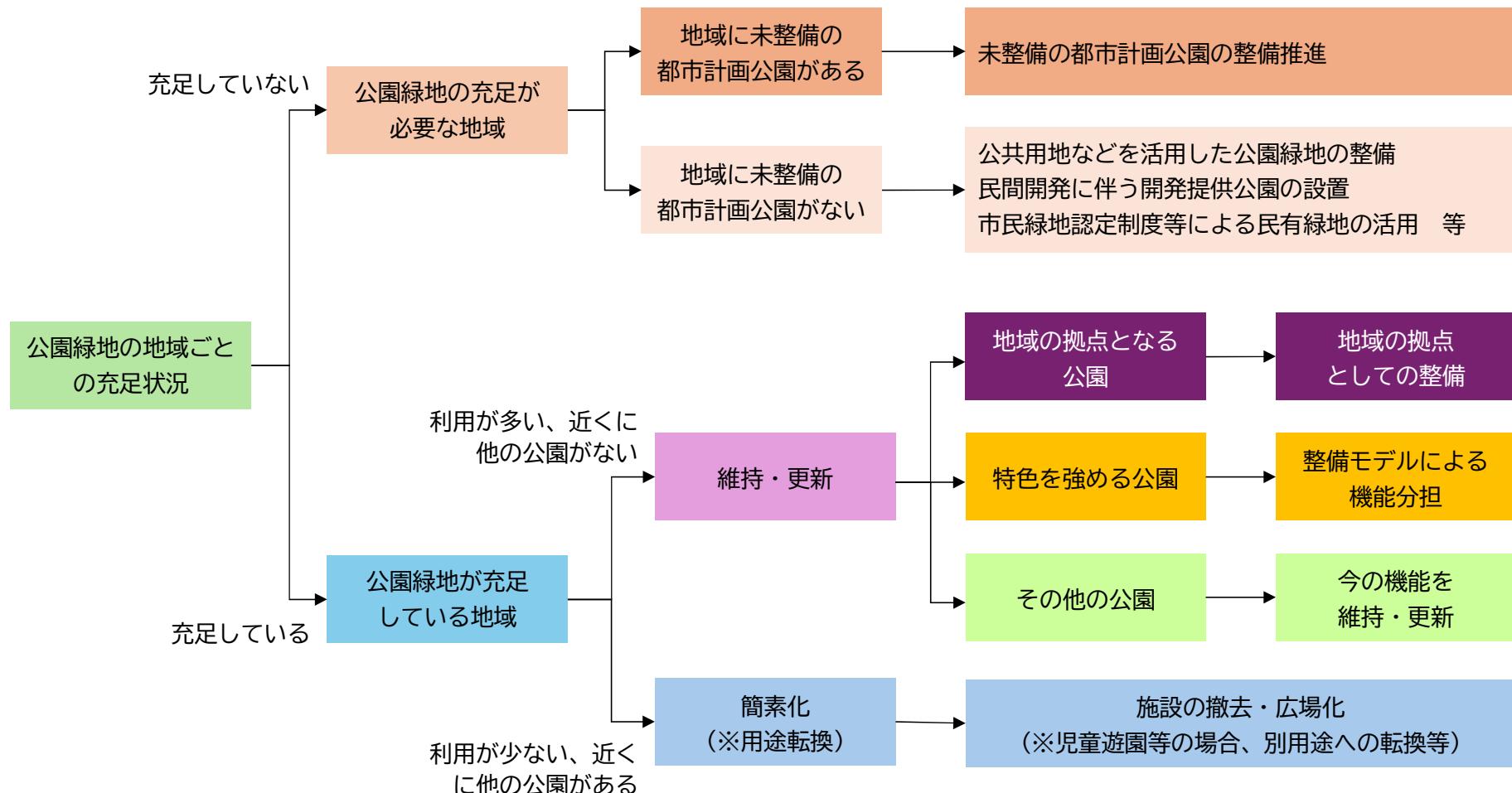
##### ○新規整備・代替施設の確保に向けた方針

- ・ 未整備の都市計画公園の優先性等を加味した整備の推進
- ・ 低未利用地の活用や開発提供公園の設置、市民緑地認定制度による代替施設の確保

##### ○公園機能の再編等による公園緑地の有効活用に向けた方針

- ・ 公園緑地の利用や配置状況を踏まえた整備方針の検討
- ・ 公園緑地の機能分担等による適正配置の検討
- ・ 機能分担等に対応した公園施設のリニューアルや集約
- ・ 公園緑地の利便性、まちの魅力向上につながる公園緑地の管理水準の向上

## 公園緑地の再編・再配置の検討フロー



※児童遊園やちびっこ広場の場合、簡素化のほか、公園緑地とは別の用途への転換などを検討。

## ①身近な公園緑地の配置方針

### ア) 公園緑地の充足が必要な地域への対応

公園緑地の誘致圏のまとまった空白箇所など、公園緑地の必要性が依然高い地域については、未整備の都市計画公園の整備推進や、低未利用地の活用、開発提供公園の設置、市民緑地認定制度による代替施設の確保など可能な手段を用い、公園緑地の設置や代替施設の確保を図ります。

### ○未整備の都市計画公園が位置づけられている場合など

未整備の都市計画公園の必要性や実現可能性等を踏まえ、優先性を評価のうえ、未整備公園の整備計画の推進を図ります。

### ○未整備の都市計画公園が位置づけられていない場合など

公共用地やまちなかの空地・空家等の低未利用地を活用した公園緑地の整備、民間による開発行為に伴う開発提供公園の設置、市民緑地認定制度等による民有緑地の活用など、公園緑地の設置や代替施設の確保を図ります。

### イ) 公園緑地が充足している地域への対応

誘致圏により地域が広くカバーされ、公園緑地が密に分布している地域は、すでに公園緑地が整備され、需要に対し充足した状態です。このような地域については、公園緑地の利用状況や配置状況など地域の実情等に応じ、公園緑地の整備方針、機能分担等による適正配置を検討するなど、まちの魅力を高める公園づくりを進めます。

### ○公園緑地の整備方針の検討

各公園緑地の利用や配置状況などを踏まえ、維持・更新や簡素化などの今後の整備方針を整理します。

### ○公園機能分担等による適正配置

今後、維持・更新する公園緑地については、拠点となる公園、特色を強める公園などの位置づけを整理し、地域の実情等に応じた「特色ある公園づくり」を図ります。

### ○借地公園の見直し

公園緑地が充足している地域に位置する借地公園（※）については、原則、地域の実情等を踏まえながら、地域による役立つ施設への用途転換や公園緑地の廃止も含めた見直しを行います。

※借地公園は、需要に対応した公園緑地の整備が困難な場合に、期間を定め、有償・無償で土地を借り受け、一時的に供用している公園緑地です。

### ○公園施設の適正配置

公園機能の再編に対応し、子育て支援や健康づくり、地域の交流・ふれあい、グリーンインフラ、防災など地域に必要な機能の一層の充実とバリアフリー性の向上を図るとともに、公園施設のリニューアルや集約を推進します。

### ○管理水準の向上

地域の実情に応じた特色ある公園づくりに対応した運営、公園施設のストックマネジメントや公園樹の適正管理、公民連携や市民協働による取組などを通じ、公園緑地の利便性やまちの魅力向上を図ります。

## ②公園緑地の整備方針

主に公園緑地が充足している地域に位置する公園緑地を対象に、公園緑地の種類や利用状況、周辺のほかの公園緑地の配置状況を踏まえ、各公園緑地の整備等の方針について検討を行います。

検討では、公園緑地の種類（都市公園、児童遊園またはちびっこ広場）、利用状況（※）、周辺の公園緑地との位置関係（誘致圏の重複状況）を踏まえ、各公園緑地の機能提供の重要性を判定し、公園緑地としての「維持・更新」、「簡素化」等の方針案を定めます。

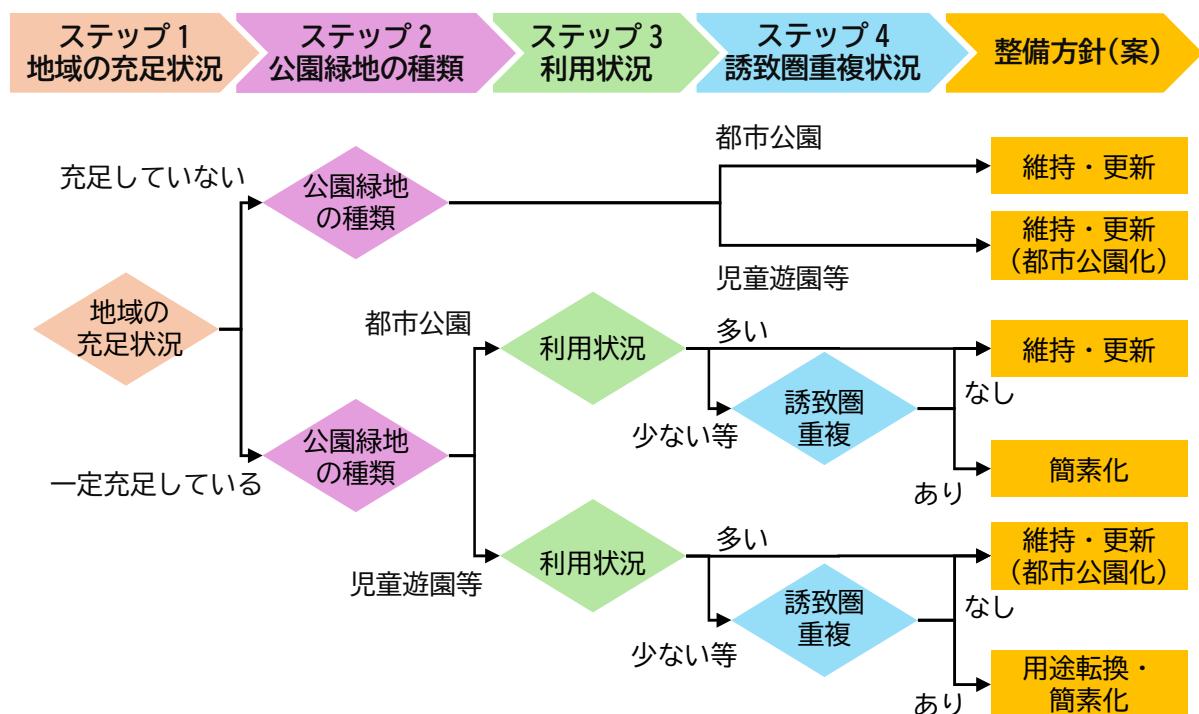
ただし、こうした方針案の実践に際しては、地域との合意形成を行うなど地域の実情を踏まえ取り組みます。

※利用状況については、公園緑地の誘致圏人口、ビッグデータによる利用者数、立地環境等により判定を行います。

公園緑地の整備等の方針

整備方針	概要
整備・更新	利用が多い、または、利用が少なくても誘致圏の重複がない公園緑地については、機能提供する重要性が高いとして、公園緑地として維持・更新していく。児童遊園やちびっこ広場の場合は、都市公園への位置づけ変更を検討。
簡素化	利用が少なく、誘致圏の重複がない公園緑地については、機能提供する重要性が高いとはいえないとして、公園緑地としての機能の簡素化（遊具等の撤去、広場としての整備等）。児童遊園やちびっこ広場の場合は、地域の実情等を踏まえながら別の用途に転換するなど用途転換を検討。

整備方針の検討フロー

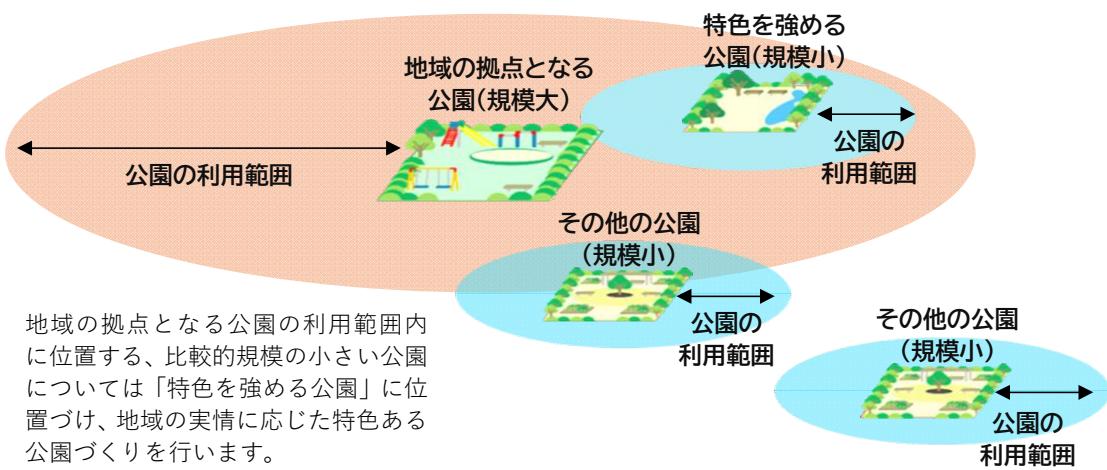


### ③公園緑地の役割の位置づけ

公園緑地の資源を有効に活用し、公園のもつ可能性をより大きく発揮するには、地域の公園緑地が同じような役割を担うのではなく、地域の実情や公園緑地の特性に応じ、公園間で異なる役割を担うことが重要です。

そのため、前項②で、今後の整備方針（案）が「維持・更新」と位置づけられた公園緑地を対象に、「地域の拠点となる公園」、「特色を強める公園」、「その他の公園」に位置づけを整理し、その位置づけに応じた公園緑地のリニューアルを進めます。

公園緑地の機能分担等のイメージ



公園緑地の役割の位置づけ

位置づけ	条件	役割
地域の拠点となる公園	地区公園や近隣公園のほか、街区公園等でも比較的規模が多いもの	比較的規模が大きく、地域の核となる公園を中心に、地域の公園利活用、まちづくりの拠点としての公園づくりを行います。
特色を強める公園	街区公園や児童遊園、ちびっこ広場で、地域の拠点となる公園の誘致圏にその公園緑地の誘致圏が含まれるもの	比較的規模が小さく、地域の拠点となる公園の周辺に位置する公園を中心に、比較的狭い敷地を有効活用し、地域の実情に応じた特色ある公園づくりを行います。
その他の公園	地域の拠点となる公園、特色を強める公園に該当しないもの	拠点的な機能を担うほど規模が大きくなく、周辺の公園との距離も遠いため、その公園単独で地域のニーズに応じることのできる公園づくりを行います。

#### ④公園緑地の機能の考え方

本市の公園緑地は、開発提供公園や児童遊園などの整備経緯により、同じような施設で構成された小規模で画一的なものが少なくありません。そうした公園緑地では、整備後の時間経過や社会情勢の変化の中で、今では利用者が少なく、地域のニーズに一致していないものもあります。

それでも公園緑地は地域の公共空間として貴重な資源であり、現在の社会情勢において地域の実情等に対応した機能を備えることが、その社会的役割に対応した使命といえます。

そのため、前項③で「特色を強める公園」に位置づけられた公園緑地を中心に、地域の実情に応じた特色ある公園づくりに向け、機能を発揮するうえで必要となる公園の規模や施設、空間構成の考え方、条件等を整理した機能モデルを設定します。

なお、各公園緑地を特色づける機能には、子どもの遊び場、健康づくり、憩い・交流、地域の防災拠点、スポーツ、環境保全などが想定されます。

整備モデルは、公園のリニューアルに際し、どのような整備を行うべきか、整備の方向性を示すものとなります。また、従来の標準的な公園から特色ある公園に再編する事業において必要となる事業費の目安を得るものとなり、計画的な事業遂行に役立てます。

※「地域の拠点となる公園」については、複数の機能の組合せや拡充により、地域の公園利活用の拠点としての機能の発揮を図ります。

特色ある公園づくりに向けた整備モデルイメージ

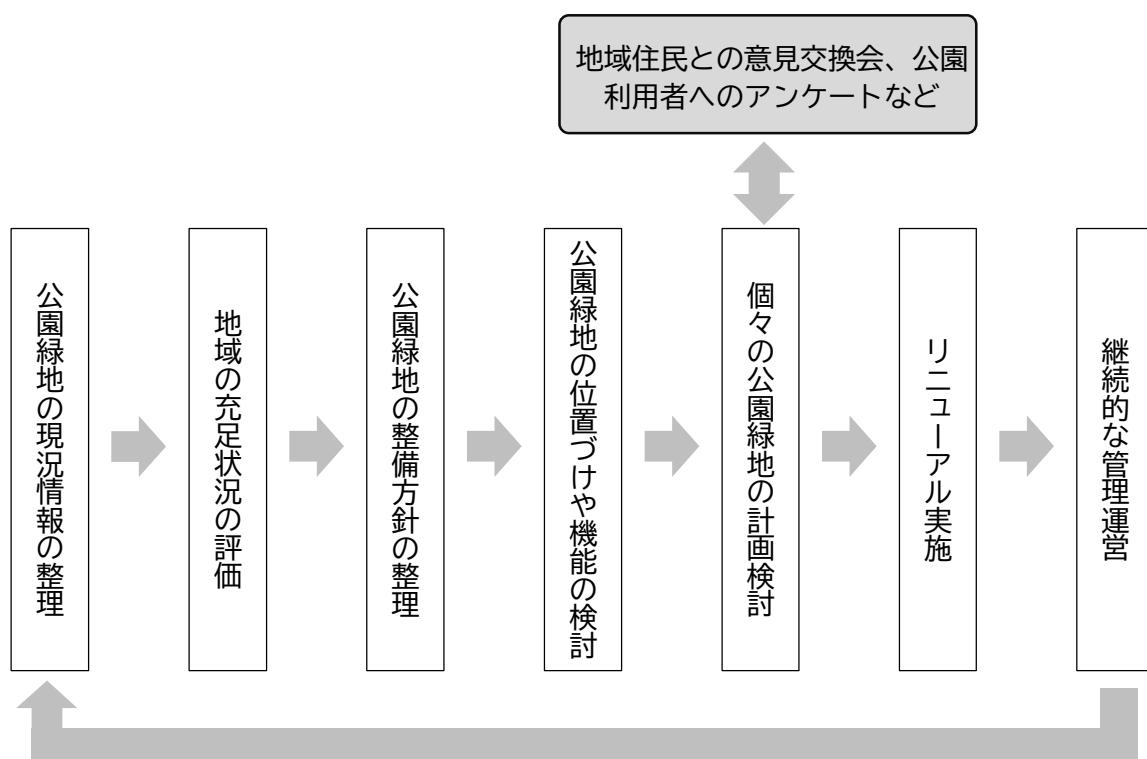
モデル	レイアウト見本	概要	モデル	レイアウト見本	概要
子どもの遊び場モデル		児童用遊具、幼児用遊具などの子どもの遊び場機能を設置。	地域の防災拠点モデル		広場、防災倉庫、雨水流出抑制施設等の防災機能を設置。
健康づくり公園モデル		健康器具、広場などの健康づくり支援機能を設置。	スポーツ公園モデル		テニスコート、球技広場等スポーツ機能を設置。
憩い・交流公園モデル		休憩所、広場などの地域の人々の憩い・交流機能を設置。	環境保全公園モデル		多くの植栽、池などがあり、グリーンインフラとしての機能を発揮。

## ⑤取組の進め方

地域における公園緑地の充足状況を評価し、各公園緑地の整備方針、公園緑地の位置づけや機能の検討を行ったうえで、地域住民との意見交換会等を通じ、個々の公園緑地の計画検討を行います。そのうえで、地域ニーズや公園の特性等に対応した公園緑地のリニューアルを実施します。

その際、本市の財政状況や地域の充足状況等を勘案し、限られた財源を有効活用する優先性の観点から対象エリア・公園の選定を行うほか、公園緑地のリニューアルは老朽化の進んだ公園施設の更新等のタイミングで実施するものとします。

取組の進め方



## (2)ストックマネジメントの推進

### ①公園施設の適正配置

地域の実情を踏まえ、将来のまちづくりを見据えながら、公園機能の再編に対応した施設のリニューアルと適正な施設管理を両立していくため、施設配置の見直しや集約、バリアフリー化や計画的な老朽化対策等に取り組みます。

#### ◆基本的な考え方

##### 基本的な考え方 1) 将来の地域のまちづくりを見据えた配置の検討

公園間の画一的な整備内容、地域間の配置バランスの差異等の課題の改善に向け、市内各地域の特性や需要に対応した施設配置の検討を行い、将来のまちづくりを見据えた施設の整備を行う必要があります。

##### 基本的な考え方 2) 施設数量の適正化

将来の維持・更新費用を踏まえると、現在ある施設のすべてを維持するのは困難です。施設の必要性や利用状況等を踏まえ、必要な施設の配置と施設の余剰状態の解消を通じ、今後も適正な維持管理を継続できるよう、施設数量の適正化を進める必要があります。

##### 基本的な考え方 3) 将来にわたり誰もが安全・安心に利用できる施設の設置・管理

公園施設の整備・管理においては、ユニバーサルデザインを取り入れた誰もが使いやすい施設をめざすとともに、長期間にわたり安全・安心して公園施設を利用することのできるよう、計画的な老朽化対策や効率的な維持管理に取り組む必要があります。

#### ◆具体的な方策

##### ア) 公園施設の配置基準の整理

配置バランス等の改善に向け、施設の用途に対応し、どの程度の距離からの利用を想定するか目安となる利用圏域、設置する公園の種別等に関する、施設の配置基準の整理を行います。

##### イ) 各地域の施設配置の見直し

市内各地域の配置バランス、施設の利用状況やニーズなど地域の実情を踏まえ、不足がある地域における施設の設置、余剰となっている施設の整理や用途の転換等について検討を行います。

##### ウ) バリアフリー化の推進

ユニバーサルデザインの視点を取り入れ、多様な利用者の幅広いニーズに応じ、誰もが使いやすい施設の設置に取り組み、都市公園条例にもとづくバリアフリー化を推進します。

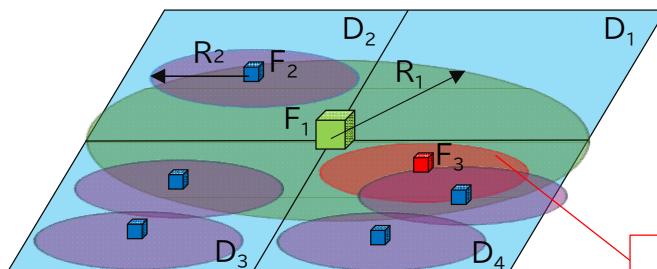
##### エ) 計画的な老朽化対策・効率的な維持管理の実施

限られた財源の中で、施設の安全性、機能性を確保するため、計画的な老朽化対策を実施するほか、市民との協働や民間との連携による取組を通じ、効率的な施設の管理運営を行います。

### 公園施設の配置基準（案）

施設 タイプ	タイプA 最寄の利用施設	タイプB 身近な利用施設	タイプC ロック圈での利用施設	タイプD 広域的な利用施設
利用圏域	狭い徒歩圏 (150m など)	徒歩圏 (250m など)	自転車圏 (500m など)	自動車圏 (1km など)
地区目安	小学校区等に 複数箇所	小学校区等に 複数箇所	中学校区等に 複数箇所	市内に複数箇所
設置公園 (面積)	街区公園など (500 m <sup>2</sup> 未満)	街区公園以上 (1,000 m <sup>2</sup> )	近隣公園以上 (5,000 m <sup>2</sup> 以上)	地区公園 (10,000 m <sup>2</sup> 以上)
市全体の 施設数	多い	多い	中程度	少ない
配置の 考え方	市民の生活に最も身 近で、幼児からお年 寄りまで誰もが気軽に 立ち寄ることのできる公 園施設として、徒歩 による日常的な生活 圏に配置することを想定 した施設	市民に日常的に利用 いただき基本的な公 園施設として、徒歩 による日常的な生活 圏に配置することを想定 した施設	子ども遊びや健康づ くりなど地域の拠点 となる公園を中心に 整備を行う施設	整備・管理に多くのコ ストを要する施設で、 市内に少数の施設を 整備し、比較的広い 地域から利用いただ く施設
施設の 種類	・ベンチ ・幼児用遊具 ・健康器具 など	・児童用遊具 ・一般的な樹木 ・広場 など	・複合遊具 ・砂場 ・ボール遊びコーナー ・じゃぶじゃぶ池 ・休憩所 ・トイレ ・芝生広場・花壇 など	・多目的広場・球技広 場 ・テニスコート ・バーベキュー場 ・大型複合遊具 など

地域の施設配置のあり方イメージ



F:公園施設

R:利用圏域

D:地区(小学校区等)

F<sub>1</sub>(タイプ C)は利用圏域が地区(小学校区等)をまたぐ規模の大きな施設で、F<sub>2</sub>、F<sub>3</sub>(タイプ A・B)は利用圏域が地区内で完結する施設

利用圏域が完全に重複(F<sub>2</sub>)

地区	施設数※	利用圏重複	利用圏域カバー	状況判定
D <sub>1</sub>	1	0	30%	施設数、利用圏域カバーとも不足
D <sub>2</sub>	2	0	50%	利用圏域カバーが不足
D <sub>3</sub>	3	0	80%	施設数、利用圏域カバーとも十分
D <sub>4</sub>	4	1	80%	施設数、利用圏域カバーとも十分だが、 利用圏域が完全に重複する施設がある。

※地区内の施設には利用圏域の広い大規模な施設(F<sub>1</sub>(タイプ C))を含む。

## ②ストックマネジメントの推進

将来にわたり、公園施設の安全性や機能を継続的に確保していくため、公園施設の状況や利用実態等を踏まえ、計画的に施設の更新・保全・集約等を行うストックマネジメントの取組を進めるとともに、より効率的に施設管理を遂行できる体制づくりに取り組みます。

老朽化した施設は安全性や機能の確保に支障が生じやすいほか、老朽化の進行に伴い、修繕など施設管理に係る経費も増加傾向が続いている。今後ますます進行する施設の老朽化に対応し、将来にわたって安全で快適な施設を提供していくため、公園施設長寿命化計画の作成や計画的なストックマネジメントの取組を推進するほか、それらの取組を効率的に遂行するマネジメント体制の整備に努めます。

### ◆基本的な考え方

#### 基本的な考え方 1) 計画的な予防保全型管理への転換

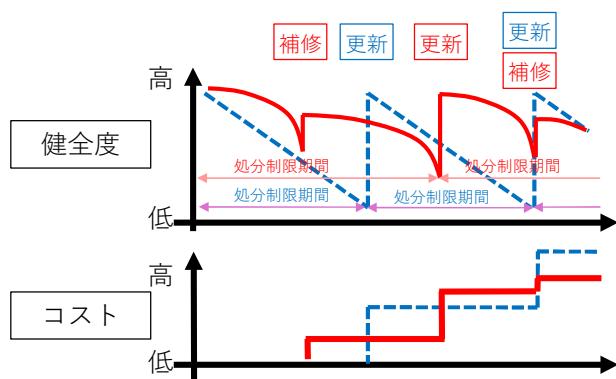
子どもをはじめとする利用者の安全・安心確保が最優先される遊具などの施設、更新費用が高額となる建築物・土木構造物を中心に、施設の老朽化に伴う劣化や損傷を未然に防ぎ、施設の安全性や機能の確保につながる予防保全型の管理（定期点検の結果や劣化予測等を踏まえ計画的に補修・更新を行う）を導入することが重要です。

#### 基本的な考え方 2) ライフサイクルコスト縮減と平準化

公園施設は、設置後の時間経過とともに劣化が進行し、安全性や機能の低下が見られるようになります。

予防保全型管理を行うことで、更新時期を調整し、劣化や損傷の拡大に伴う修繕費用の増加を抑えるなど、ライフサイクルコスト（施設の設置、保守、撤去に至る経費の合計額）の縮減・平準化を図ることができます。

#### 予防保全型管理によるライフサイクルコスト縮減の考え方



計画的に補修・更新を行うことで、施設の使用可能期間を延ばすことができ、ライフサイクルコストの縮減・平準化を図ることができます。

### ③公園樹の適正管理

公園のみどりを健全な状態で将来の世代に引き継ぐため、公園樹の質的向上を重視する観点のもと、公園樹の適正な整備・管理と、それら整備・管理への市民参画・協働を進めます。

公園の樹木は、公園やまちの景観を形成し、利用者には緑陰や季節感を、生き物には生育・生息場所を提供するほか、大気の浄化やヒートアイランド現象の緩和などの環境保全、延焼防止などの防災上の役割などを担っています。

一方で、公園の整備とともに植えられた樹木の多くは、大径化や老木化が進んでいます。平成28(2016)年には、台風21号の強風により本市でも多数の倒木の被害が発生しましたが、大径化等の進んだ樹木は日ごろから落枝・倒木の危険性が高まっています。また、隣接地への越境被害の発生、公園内の見通しの悪化、管理経費の増加による財政負担の拡大などが、管理上の課題となっています。

これらの状況を踏まえ、公園樹の健康状態や安全性をより一層重視する観点から、公園のみどりを健全な状態で将来の世代に引き継ぐため、公園樹の適正管理を進めます。

#### ◆基本的な考え方

##### 基本的な考え方1) 植栽地や樹木の特性を踏まえた適切な公園樹整備・管理

公園樹は、市街地に位置する公園では地域の貴重なみどりに位置づけられる一方、郊外に位置する公園では地域の豊かな自然環境の構成要素の一つに位置づけられます。また、公園内でも、公園や地域を特徴づけるシンボルツリー、公園外周の遮蔽やまち並み景観の形成など、植栽地や樹木特性によって公園樹の役割は異なります。

公園樹の整備や管理は全市一律に行うのではなく、植栽地や樹木の特性に応じ、適切な整備、維持管理を行う必要があります。

##### 基本的な考え方2) 公園樹整備・管理への市民参画・協働の推進

公園樹は、市民の日常生活において身近にある緑であり、地域の人々から親しまれています。公園樹の整備・管理方針の検討では、市民の意見を踏まえた検討を行い、公園樹管理に地域の人々が参加しやすいよう配慮することが重要です。あわせて、公園樹に関する情報提供を充実することで、公園樹への理解促進、啓発に努めます。

##### 基本的な考え方3) 将来世代への良質な樹木環境の継承

大径化した樹木の増加や老木の倒木、根上がりなどの増加に伴い、公園樹の維持管理に係る経費も増加しています。この傾向が続くと、将来的に維持管理費の負担が困難となる状況が見込まれます。そのため、公園樹の整備・更新時にはライフサイクルコスト（LCC）縮減の視点をもち、維持管理においても新技術の活用や予防保全型の管理により経費の縮減に取り組むことが重要です。

## ◆具体的な方策

### ア) 植栽地や樹木の特性に対応した公園樹の整備・管理

公園の位置づけや園内の場所など植栽地の特性、樹種特性、樹木の役割等に対応した、新規植栽や更新、管理を行い、安全で健全な公園樹の整備・管理に努めます。

### イ) 被害リスクに合わせた予防保全的な管理

樹木点検等において、危険木等の優先性、緊急性の高いものから優先して伐採を行い、更新、樹種転換、密生した箇所の密度調整（間伐）を進めるなど、予防保全的な措置により、倒木等のリスク低減に努めます。

### ウ) 管理水準の向上と健全管理可能な適正本数等の維持

定期的な樹木点検、公園樹管理マニュアルや樹木台帳の作成等を通じ、管理水準の向上を図るとともに、健全な状態で管理できる適正本数への調整、管理頻度が少なくてよい樹種への転換を進めます。

### エ) 公園樹の整備・管理への市民参画・協働の推進

公園樹の役割や適正管理に関する啓発を行いながら、市民意見を収集し、公園樹の整備・管理のあり方、樹種選定に反映します。また、植樹や落葉処理等の活動への市民協働の取組を進めます。

## 公園樹の適正管理の取組内容

取組	主な内容
全体	<ul style="list-style-type: none"><li>公園樹の整備・管理計画の作成</li><li>健全管理可能な適正本数の検討</li><li>更新・撤去・新規植栽等の判断基準の検討</li></ul>
更新等	<ul style="list-style-type: none"><li>危険木、支障木等の撤去・更新、密度調整の実施</li><li>植栽地の位置づけ・樹木の役割等を踏まえた新規植栽・補植の実施</li></ul>
樹種選定	<ul style="list-style-type: none"><li>地域自生種など適応性がある樹種</li><li>剪定頻度の少なくてよい樹種 など</li></ul>
樹木剪定	<ul style="list-style-type: none"><li>効果的・効率的な作業計画の作成</li><li>植栽地や樹木の特性に対応した頻度、方法による剪定の実施</li><li>樹形の悪化した樹木の樹形作り直し</li></ul>
病害虫防除	<ul style="list-style-type: none"><li>病気の予防、害虫駆除、早期対処の実施</li></ul>
樹木台帳	<ul style="list-style-type: none"><li>各公園緑地における樹木台帳の作成</li><li>撤去・新規植栽等の状況、健全度情報等の更新</li><li>樹木台帳を踏まえた管理計画の検討、整備・管理の実施</li></ul>
市民参画・協働	<ul style="list-style-type: none"><li>公園樹の役割、公園樹の整備・管理方針の周知</li><li>公園樹の適正管理、樹種選定などへの市民意見の反映</li><li>植樹の実施、落ち葉の処理等の整備・管理への協力</li></ul>

### (3)開発提供公園の適用基準等の見直し

公園の管理水準の維持と公園の多様な機能を発揮させるため、開発行為等による小規模公園の設置基準を見直しします。

#### ◆基本的な考え方

基本的な考え方 1) 小規模公園の設置が必要となる開発行為の対象面積及び自主管理公園の対象範囲について見直しが必要

現在、都市計画法における開発行為について、開発区域面積が 0.3ha 以上 5ha 未満の場合、当該区域面積の 3 %以上の公園、緑地又は広場（小規模公園）を設置し、岸和田市に帰属することとしています。そのため、これまで数多くの小規模公園を市が管理している状況です。

市条例に位置付けることより、公園緑地の設置を義務付ける下限面積 (0.3ha) を 1 ha まで緩和することが可能と都市計画法に規定されています。

基本的な考え方 2) 開発区域周辺に相当規模の公園緑地がある。または、予定している場合、小規模公園の設置の要否を検討

都市計画法により、開発区域周辺に相当規模の公園緑地が存する場合、予定建築物等の用途が住宅以外のものであり、かつ、その敷地が一である場合等開発区域の周辺の状況並びに予定建築物等の用途及び敷地の配置を勘案して特に必要がないと認められる場合はこの限りでないと規定されています。

#### ◆具体的な方策

ア) 小規模公園の設置が必要となる開発区域の対象面積を見直し

都市計画法の規定により、小規模公園の設置を必要となる開発区域の対象面積の下限値を 0.3ha から 1ha への見直しについて検討します。

イ) 開発許可受けた者が自ら管理する緑地広場の運用を拡大

施設の供用後、管理者が存在し、設置された緑地広場の管理に支障がないと判断される場合、開発者による自主管理を行うことについて検討します。

ウ) 開発区域周辺に相当規模の公園がある場合、小規模公園の設置基準を見直し

都市計画法の規定により、住宅系用途以外の開発行為について、開発区域周辺における公園の整備状況を勘案し、小規模公園の整備の要否について判断します。この場合、住区レベルにおいて街区公園に相当する公園整備状況を判断基準として検討します。

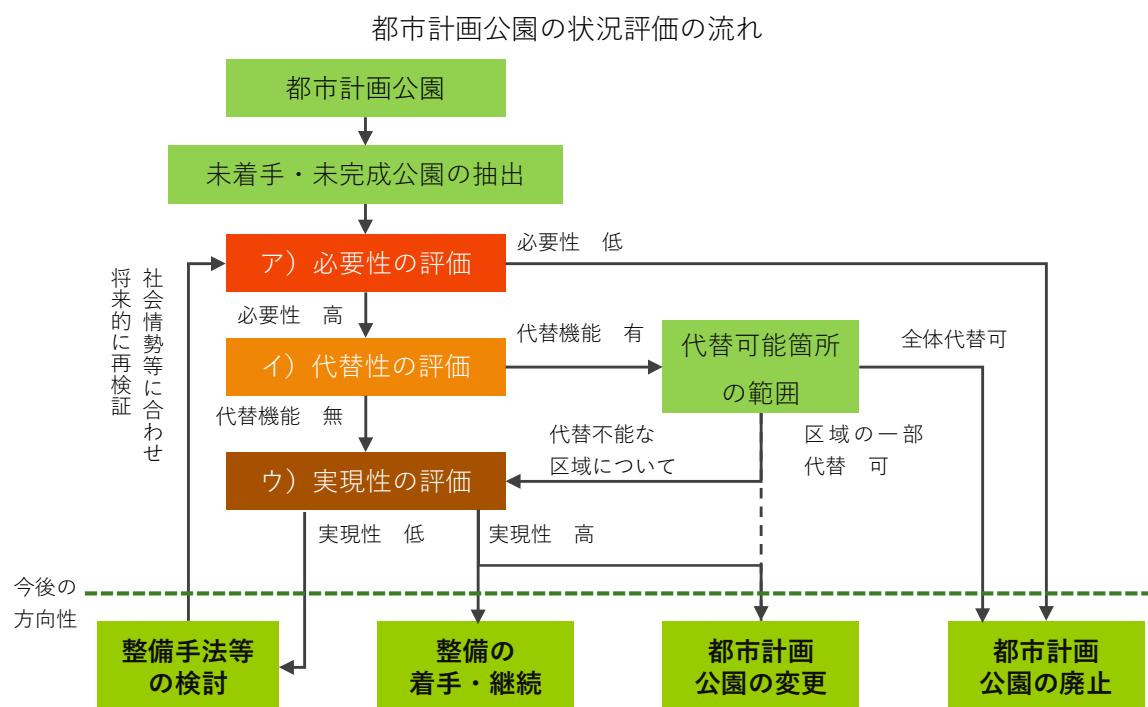
## 2)都市計画公園の見直し

### (1)都市計画公園の見直し方針の検討

都市計画公園の長期未整備状態の解消に向け、都市計画の見直し方針について検討します。また、見直し方針にもとづいて、都市計画公園の状況表を行い、整備継続や計画変更等の今後の方向性について整理を行います。

#### ◆都市計画公園の状況評価の流れ

都市計画公園の現状について情報を整理し、必要性の評価、代替性の評価、実現性の評価を経て、それぞれの未整備公園の今後の方向性について検討を行います。



資料：大阪府都市計画協会「都市計画公園・緑地（市町村公園）見直しの基本的な考え方」（平成26年6月）をもとに作成

#### ◆評価の方法

評価の段階ごとに、各未整備公園の必要性や代替性、実現性の評価基準を充たすか判定を実施します。

##### ア) 必要性の評価

将来のまちづくりや整備現況等の観点から、当該公園の必要性について評価を行います。

評価要素	概要
上位・関連計画における位置づけ	上位・関連計画における位置づけがある、または防災公園としての役割を担う。
地域の公園緑地充足状況	一人当たり面積、防災機能等、誘致圏カバー状況の観点から必要性が高い。

#### イ) 代替性の評価

他の都市公園や児童遊園等の施設による未整備箇所の代替可能性について評価を行います。

評価要素	概要
他の都市公園の存在	未整備箇所の誘致圏の大半をカバーする他の都市公園が存在する。
近くの近隣公園、地区公園の存在	小学校区内に他の近隣公園または地区公園が存在する。
児童遊園等の代替施設の存在	未整備箇所の誘致圏の大半をカバーする児童遊園、ちびっこ広場が存在する。

#### ウ) 実現性の評価

用地取得や土地利用の状況、近く着手する事業計画の有無をもとに、実現性について評価を行います。

評価要素	概要
用地の取得状況	総面積の 80%以上の用地を取得済みである。
土地利用の状況	土地利用状況により土地の確保が可能である。
事業化の目途	土地区画整理事業、その他の都市計画施設の建設など、関連する事業の計画がある。または、今後 10 年以内に事業着手の可能性がある。

#### ◆未整備公園の今後の方向性に係る評価条件

未整備公園の今後の方向性に関する評価条件の目安は概ね下表のような条件となる見通しです。未整備公園のうち、必要性が高いものの、代替性が低く、すでに用地取得済みなど実現性が高い箇所（大門公園、大路公園、中央公園等）については、整備の実現を目指します。

整備手法等の検討	必要性が高いものの、代替性、実現性が低い場合は、整備手法等について検討する。将来的に情勢変化が生じた場合は再検証を行う。
整備の着手・継続	必要性が高く、代替性が低く、実現性が高い場合は、整備の実現を目指す。
都市計画公園の変更	必要性が高く、計画区域の一部が代替可能である場合、その箇所に係る都市計画変更について検討（それ以外の箇所については実現性の評価結果による）。
都市計画公園の廃止	必要性が低い、または必要性が高くても計画区域全体の代替が可能である場合に都市計画公園の廃止について検討

## (2)都市計画公園の見直しの進め方

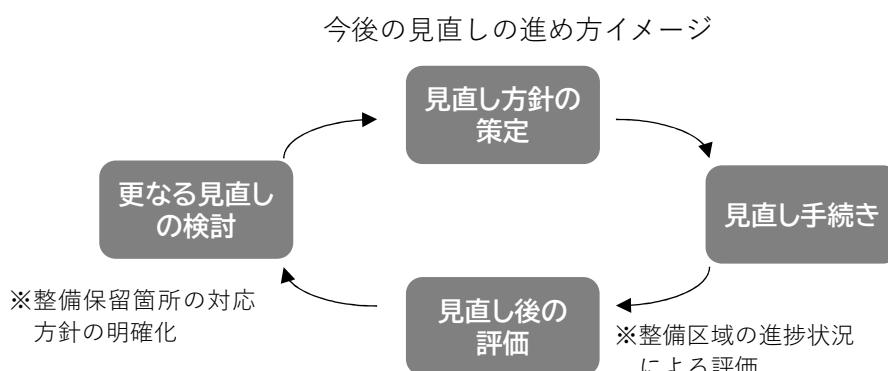
### ①都市計画見直しの手続き

前項（1）都市計画公園の見直し方針にもとづく検討の結果、都市計画の見直しが妥当とされた公園については、公園等の種別や規模、地域の実情に応じて、順次、都市計画見直しの手続きを行っていきます。

一方、継続が妥当とされた公園については、限られた財源の中で効果的かつ効率的に整備を進めるため、必要性や実現性、事業効果等の総合的な判断による優先性を評価し、未整備公園の早期の整備実現を目指します。また、必要性が高いものの当面は実現性が低く、代替も困難な箇所は、整備手法等について検討し、将来的に情勢変化が生じた場合は再検証を行います。

### ②今後の見直しの進め方

今後は、概ね10年に一度を目途に見直しを行うものとします。また、それ以外の場合においても、社会経済情勢の急激な変化など都市計画公園の必要性に変化が生じた場合は、適宜必要な見直しを実施します。



### 3)公民連携による公園緑地の整備・管理運営の推進

#### (1)民間活力の導入による公園緑地とまちの活性化・魅力向上

都市や地域の活性化、魅力向上を図るため、Park-PFI制度や指定管理者制度など公民連携事業の手法を通じ、民間のもつ優れたノウハウや資金を活用した公園緑地の整備・管理の取組を進めます。

公園緑地に対する利用ニーズが多様化している一方、公園緑地は都市や地域のにぎわいや交流の拠点となる機能や可能性をもちます。それらのニーズへの対応や公園緑地のもつ機能や可能性の最大発揮を行うには、行政単独の取組では限りがあり、市民や学校、民間団体、民間事業者など多様な主体との連携が重要となります。

中でも、民間事業者のもつ特色ある施設の整備・運営に係るノウハウやアイディア、資金（以下、「民間活力」とします。）は、公園緑地のもつ機能や可能性を引き出すうえで高い期待を寄せるすることができます。民間活力を導入する公民連携手法として「Park-PFI制度」（公募設置管理制度）、「指定管理者制度」などがあり、本市も含め多くの自治体で活用されています。

本市の公園緑地のもつ資源や可能性を有効に生かし、都市や地域の活性化、魅力向上を図るため、民間活力の導入のより一層の推進に努めます。

都市公園の主な整備管理手法

主体	手法	概要
自治体	直営整備・管理	自治体が施設の整備・管理ともに直接担う手法。
民間事業者	業務委託・請負工事	自治体が民間事業者に維持管理や施設整備を委託する手法。
	指定管理者制度	自治体が施設を整備し、民間事業者が施設を包括的に管理運営する手法。
	公園施設管理許可制度	民間事業者が公園管理者（自治体等）の許可を受け、既存の公園施設（売店、飲食店など）の管理する手法。
	公園施設設置許可制度	民間事業者が公園管理者の許可を受け、公園施設（売店、飲食店など）を整備し管理する手法。
	Park-PFI制度	民間事業者が公募対象公園施設（売店・レストランなど）の設置・管理と、特定公園施設（周辺の園路、広場など）の整備・改修などを一体的に行う手法。特定公園施設は公募対象公園施設の収益を還元し整備する。
市民、町会等	市民協働による管理	地域の町会やボランティアをはじめとする様々な市民との協働により管理運営を行う手法。

## ①民間事業者との連携による特色ある公園施設の整備等の実施

多様なニーズに対応し、公園の活性化やまちの魅力向上に向けて、特色ある公園施設の整備・運営を進めるため、Park-PFI制度等の公民連携による事業手法の導入を図ります。

これら公民連携の取組は、本市の公園緑地の事業可能性について情報収集する「サウンディング型市場調査」（以下、「サウンディング」とします。）と、サウンディングの結果等にもとづき事業の実現を図るPark-PFI制度等の「事業者公募」等の段階を経るものとします。

### 1) サウンディングの実施

本市の公園緑地を活用する事業アイディア、行政への要望等に関する意見、提案を収集し、公園やまちの魅力向上に向けた事業の方向性や民間活力導入の可能性について検討を行う、サウンディングを実施します。

### 2) 事業者公募の実施

サウンディング等の結果を踏まえ、事業の効果や実現性等の検討を行います。公園の活性化やまちの魅力向上等の実現が期待できる提案等については、事業の実現に向け、活用する事業手法（Park-PFI制度等）や事業条件等の検討を行い、事業者公募など必要な手続きを進めます。

特に、Park-PFI制度等による公民連携事業の推進では、民間活力による飲食店やスポーツ施設等の公園利用者の利便向上に資する公園施設の設置のほか、その収益を活用した周辺の園路、広場等の整備・改修等を一体的に行うことで、公園利用サービスの向上と収益の還元による財政負担軽減を図ります。

## ②指定管理者制度における公園緑地の効率的・効果的な管理運営の推進

本市では、管理する公園緑地について、民間事業者のもつ専門的なノウハウを活かした質の高いサービスを提供するため、原則、指定管理者制度による管理運営を行っています。

従来、1つの指定管理者が対象となる公園緑地を一括して管理していた体制を見直しし、令和8年度からは公園緑地の規模、配置にもとづき、3つのグループにわけて管理を行う体制を導入する予定です。

それにより、民間事業者のもつ専門的なノウハウを活用した質の高いサービスの提供のほか、地域に密着した施設運営を通じ、地域の活性化やコミュニティの醸成を図りつつ、より一層のスポーツ・レクリエーションの振興と市民の健康、体力の増進に資する管理運営が行われることをめざします

なお、前項の「民間事業者との連携による特色ある公園施設の整備等の実施」における展開と関連し、公園の活性化やまちの魅力向上の目的について、Park-PFI制度等による公民連携事業との連携を行うことがより一層効率的・効果的である場合は、対象公園や業務範囲など事業スキームの見直しを検討します。

## (2)市民協働による公園緑地の管理運営

町会等による活動支援の充実、公園緑地の管理運営の新たな担い手の確保など、これから時代にふさわしい市民協働の取組とそれを支える仕組みについて検討を行います。

本市の公園緑地の管理運営では、指定管理者制度による取組のほか、町内会・自治会等の団体（以下、「町会等」とします。）、市民ボランティア等の市民協働の取組が行われ、地域のニーズをくみ取りながら、公園清掃や花の植付等を通じたふれあいある公園づくり、まちづくりとともに、地域コミュニティの結びつきを強める機会になっています。

一方で、地域によっては町会等の高齢化、会員加入率の低下などの課題を抱えているところもあり、町会等による活動支援の充実、新たな担い手の確保など、これから時代にふさわしい市民協働の取組とそれを支える仕組みについて検討を行います。

### ◆市民協働の取組の役割

公園緑地における市民協働の取組は、公園緑地の機能や安全性、美観等を保つための取組にとどまらず、地域共有の資源である公園緑地について、地域の人々の愛着と関心を深め、公園づくりやまちづくりへのより積極的な参画につながることが期待されます。

公園緑地における市民協働による主な取組

区分	主な内容
町会等との業務委託による取組	町会等との業務委託による公園緑地の清掃、除草、樹木の剪定、花の植付け等の活動を実施。代価として用具等の実費相当の報奨金を支給。
公園美化ボランティアによる取組	ボランティア登録を行った個人や団体が、公園緑地の清掃、除草、樹木の剪定、花の植付け等の活動を実施。

### ◆町会等による活動支援の充実

町会等による活動の促進、支援のため、下記のような支援メニューの拡充に向け検討を行います。

#### 《町会等による活動の支援メニュー案》

- ・ 作業負担軽減に向けた器材貸出の充実、活動内容の選択化
- ・ 町会等の良好な活動事例、ノウハウ等を共有する交流会の開催やパンフレット等の配布
- ・ 地域の民間事業者や保育園等との連携や、町会等未活動公園での活動に向けた働きかけ
- ・ 町会等、ボランティア等による公園利活用の推進（町会行事、親睦会、祭事、防災訓練、公園利活用プログラム等）

### ◆新たな担い手確保の推進

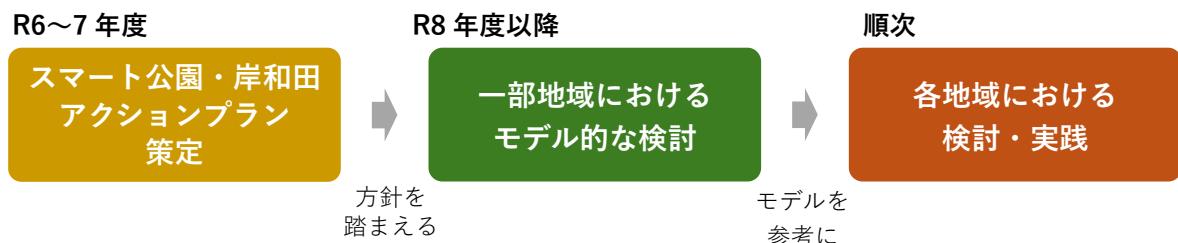
地域団体の枠組みによらない市民協働の受け皿として、公園美化ボランティア制度への参加を促進するほか、市民ニーズに応じ新たなテーマ型のボランティア活動（花、遊び、子育て、健康づくりなど特定のテーマを中心とした活動）について検討します。

## 6. アクションプランの推進と適宜見直し

### 1) アクションプランの進め方

本プランの実施に当たっては、地域の公園等の再編・適正配置、利活用等のあり方やその進め方について、一部地域の住民や団体などの協力によるモデル的な検討などを経て、本市全域での展開を行うなど、段階的に推進することを想定しています。なお、公園緑地の再編等に際しては、前項 18 ページに記載の通り、地域の実情等を踏まえ取組を進めるものとします。

アクションプランの進め方のイメージ



### 2) 進行管理と適宜見直し

本プランは、PDCA サイクルによる進行管理を行い、将来目標の実現に努めます。

本プランの目標年次は具体的には定めませんが、本市の総合計画や都市計画マスターplan、みどりの基本計画など上位計画の改訂のほか、本市の公園緑地を取り巻く社会情勢の変化、公園緑地の再編・適正配置等の進捗等に合わせ、本プランの適宜見直しを行うものとします。

本プランの見直しタイミングのイメージ

